

**〔請願第4号〕原城の聖マリア観音の設置に伴う建設費等の財政支援に関する請願書**

〈概要〉

聖マリア観音像は、工芸品としても、唯一無二の我が市の将来の観光及び経済効果の浮遊にも貢献できる。また、本市の観光客の誘致、交流人口の拡大に期待できるもので、観光業も力強く進めていく必要がある。

原城の聖マリア観音を南島原市及び長崎県のシンボルにしたい。そして、観光ルートとして、長崎、天草等を結ぶ観光ルートができればと思っている。

**質疑** 政教分離に値すると思われることなく、賛同されたのか。政教分離というところの考え方を。

**紹介議員**

政教分離とい

うのは、もともととは政治が宗教に必要以上に関与してはいけないとか宗教を弾圧してはいけない、必要以上にお互いが関与してはいけないというの

が、政教分離の考え方で、政教分離に関しては、全く問題ないと思っっている。また、別の意見として美術品として見ているし、見られた方が個人的にどう思われるのかという問題であって、政教分離に抵触するとは思っていない。

**質疑** 南島原市世界遺産市民の会の皆さんと市長の間で、貰ってしまったら、こっちが手助けをするというような方向で進んでいるのか。

**請願者** 市長から直接行政も援助をするとか、そういう確約はない。

**質疑** 行政のほうから、請願を出してくれとかいうような経緯はないのか。

**請願者** 市議会、市長から請願書提出の要望は一切ない。

**意見**

万が一、採択された場合、議員は最大限努力する義務がある。しかし、委員会では採択したとして

も、最終的には首長がでないといえ、それで終わりのなので、その辺については、法的義務がないことを頭に置いていた。だいたいとの意見があった。

**〔反対討論〕**

自分たちで、一生懸命すると言われたので、最後まで自分たちでしてほしい。

**〔賛成討論〕**

全てが政教分離に当たらないと思うが、一生懸命やられている行為に対して賛成。

**〔採決の結果〕**

請願第4号は、採択。



原城の聖マリア観音像

小嶋光明 委員長

**農林水産・建設委員長報告(概要)**

・議案1件を原案可決

**〔議案第56号〕令和4年度南島原市一般会計補正予算(第7号)**

**質疑** 県営道路事業負担金の増額があつたが、何年度を目標として進められているのか。

**答弁** 県道小浜北有馬線については、原山交差点の用地補償と矢代のバス停付近の法面工事の2つの事業がある。聞いているところでは原山交差点については、用地補償が今年度で終わる予定で、法面工事については、随時工事を行っているが、具体的にいつという確認ができていない。

県道山口南有馬線についても、井手清水工区と砂原工区の2つの工区がある。井手清水工区については、今年度、概略設計が終わり、詳細設計や用地測量の発注を予定している。砂原工区につ

ては、測量設計を終えて用地交渉を行っているが、終わりはまだ見えてない状況ようである。



県道小浜北有馬線

**質疑** 園芸推進事業の農業用燃油高騰対策事業で、対象は「国の施設園芸セーフティネット構築事業」に加入をする農家」となっているが、既にこの募集は8月15日までで終わっていて、対象となる農家がもう決まっていると思うが、どのくらいあるのか。

**答弁** 対象農家については、J A東部とJ A南部の基幹センターに加入されている方、それと長崎南部生産組合、長崎有機

農業研究会、供給センター長崎、南島原市花き振興協議会、葉たばこの親床ハウスに加入されている方で、合計で538件である。

**質疑** J Aなどへ加入されている方ということならば、施設園芸をされている農家については、だいたい加入されているということになるのか。

**答弁** 施設園芸農家は、セーフティネットに加入されている方がほとんどである。

**質疑** 肥料価格高騰対策事業費補助金について、いつから手続を行うのか。

**答弁** 国の手続を12月12日までで締切り、12月26日までに県に進達をするようになっている。それが終わってから、県と市の手続に入ることになる。

園芸農業施設



園芸農業施設